1

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

第5074号

目

次

告 示

○指定障害福祉サービスの事業の廃止

1

公 告

- ○条件付き一般競争入札の実施
- ○随意契約の相手方等の公示

11

<u></u>

VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV

富山県告示第217号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和5年4月24日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービス	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
の種類		事未川留り	名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
就労移行支 援	令和5年 3月31日	1610200063	社会福祉法 人たかおか 万葉福祉会	• •	ジョブライ フ万葉	高岡市長江 660番地

公告

条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令 第16号)第 167条の6 第1項の規定に基づき、条件付き一般競争入札の実施につい て、この公告により、公告します。

令和5年4月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

入札番号	第1811724号		
(案件番号)			
委託業務の名称	西部工業用水道事業和田川浄水場施設改築基本構想設計業務委託		
業務目的	富山県企業局西部工業用水道和田川浄水場施設の基本構想を立案		
	し、施設改築の基本設計を行うことを目的とする。		
委託業務の場所	高岡市島新地内		
業務の内容	以下に掲げる業務を行うものである。		
	(1) 基本構想策定業務		
	(2) 基本設計業務		
実施方針に関す	業務を実施するにあたっては、以下の視点から創意工夫を発揮		
る提案及び技術	し、各提案を行うこと。		
提案	(1) 業務実施方針に関する提案		
	① 業務実施体制		
	② 業務実施手順		
	③ 照査における具体の手法・工夫等		
	④ 業務の円滑な実施に関する提案		
	(2) 以下の評価テーマに対する技術提案		
	テーマ① 運転供用中の対象施設の更新工事の施工計画策定		
	にあたり、配慮すべき検討項目について、提案を		
	求める。		
	テーマ② 運転供用中の対象施設の更新工事の水運用計画策		
	定にあたり、配慮すべき検討項目について、提案		
是 公###	を求める。		
履行期間	契約を締結した日の翌日から令和6年3月29日まで		
成果品	本業務により提出される成果品は以下のものである。		
	<基本構想策定業務>		
	① 報告書:A4判ドッチファイル 3部		
	② 報告書概要版: A4判 2部		
	③ 地質調査業務 報告書 1式		
	④ デジタルデータ (CD-R) 1枚		
	< 更新基本設計業務 >		
	① 報告書: A4判 3部		
	② 報告書概要版:A4判 3部		

1	1	ı	
	③ 基本設計図面	3 部	
	④ 調査、渉外関係記録等一覧表: A4判	1式	
	⑤ 調査資料及び工法選定資料:A4判	1式	
	⑥ 議事録:A4判	1式	
	⑦ 構造計算書や水理計算書等の各種計算書1式		
	⑧ 見積仕様書	1式	
	⑨ 概算工事費	1式	
	⑩ その他、監督職員の指示するもの	1式	
	① デジタルデータ (CD-R)	1枚	
総合評価方式	価格以外の要素と入札価格を総合的に評価し	て落札者を決定する	
	総合評価方式		
	(実施方針及び技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するた		
	め、実施方針及び技術提案の評価項目に「履行確実性」を含めて		
	技術評価を行う。)		
調査基準価格	有		

- 2 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)
 - (1) 入札に参加する者(以下「入札参加者」という。) は、次に掲げる条件のす べてを満たす単体企業であること。なお、入札参加資格の確認は、入札参加資 格の確認の申請の期限の日(以下「申請期限日」という。) 現在の事実をもっ て行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札 の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することが できず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

- ア 地方自治法施行令第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 申請期限日から当該委託業務の開札の日までの間において、富山県から富 山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第 154号)第17条の規定により更生手続開始の 申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第 225号)第21条の 規定により再生手続開始の申立てがなされている者(これらの者のうち、再 度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)でないこと。
- エ 3(2)に掲げる申請書等を提出していること。
- オ 富山県における令和5・6年度入札参加資格者名簿(測量・地質調査、土 木コンサルタント、補償コンサルタント) (以下「資格者名簿」という。)

の土木関係建設コンサルタント業務に登載されていること。

(2) 業務実施体制に関する要件

入札参加者は、業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

(3) 業務実績に関する要件

入札参加者は、平成15年4月1日以降に完了した以下に示す類似業務(令和4年度完了予定も対象に含む。)について、元請として完了した業務実績を有すること。

・類似業務:官公庁等発注の水道事業及び工業用水道事業において、同一浄水場で上水道及び工業用水道を供給している浄水場における浄水施設の基本構想業務、基本設計業務及び実施設計業務。

※ただし耐震設計、電気、機械設備、水質設備の設計及び測量を除く。

(4) 配置予定管理技術者に関する要件

入札参加者は、申請期限日までに、次の要件を満たす配置予定管理技術者を 確保できること。

ア 以下のいずれかの資格を有すること。

- 技術士 (総合技術監理部門)
- 技術士(建設部門)
- R C C M
- ・土木学会認定技術者(1級)
- イ 類似業務の実務経験を有すること。

平成25年4月1日以降に完了した以下に示す類似業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において、元請の管理技術者として従事して完了した実務経験を有すること。

- ・類似業務: 官公庁等発注の水道事業において、浄水場の水処理施設の更新 設計業務
- ウ 本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の受注者と直接的雇用関係があること。
- エ 照査技術者と兼務しないこと。
- 3 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加者は、入札参加資格確認申請書及び資料(以下「申請書等」とい う。)を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。 なお、入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することが できない。
- (2) 申請書等は、次のとおりとする。

入札参加資格確認申請書	様式-1
企業の類似業務の実績	様式-2
富山県内に所在している営業拠点	様式-3
配置予定管理技術者の類似業務の実務経験	様式-4
配置予定管理技術者の資格	様式-5
配置予定管理技術者のCPD	様式-6

(3) 申請書等の様式は、13で定める担当部署及び富山県のホームページ「入札情 報(工事・測量・コンサル)」(下記 URL)(以下「ホームページ」という。) で配付するものとする。

https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/joho.html

- (4) 申請書等の提出期間は、12で定める期間とする。
- (5) 申請書等の提出場所は、13で定める担当部署とする。
- (6) 入札参加資格の確認の結果は、12で定める日までに申請者に通知する。
- 4 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求
 - (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理 由について説明を求めることができる。
 - (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を受付期間の締 切日までに持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとす る。
 - ア 受付期間は、12で定める期間とする。
 - イ 受付場所は、12で定める場所とする。
 - (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、12で定める日ま でに文書により行うものとする。

5 公告に関する質問等

- (1) 公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を添付した電子メール(受付期間の締切日までに必着)により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間は、12で定める期間とする。
 - イ 受付場所は、12で定める場所とする。
- (2) 質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールで行うものとする。
- (3) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答については、12で 定める方法により、公表する。
- 6 設計図書等の配付及び質問等
 - (1) 12に定める方法により設計図書等を配付するものとする。
 - (2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を添付した電子メール (受付期間の締切日までに必着)により行うものとし、次のとおり受け付ける ものとする。
 - ア 受付期間は、12に定める期間とする。
 - イ 受付場所は、12に定める場所とする。
 - (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにより行うものとする。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、12に定める 方法により、公表する。
- 7 評価テーマの配付及び質問、技術提案書等の提出等
 - (1) 12に定める方法により評価テーマを配付するものとする。
 - (2) 評価テーマに関する質問は、質問内容を記載した文書を添付した電子メール (受付期間の締切日までに必着)により行うものとし、次のとおり受け付ける ものとする。
 - ア 受付期間は、12に定める期間とする。
 - イ 受付場所は、12に定める場所とする。
 - (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにより行うものとする。
 - (4) 評価テーマに関する質問及び当該質問に対する回答については、12に定める 方法により、公表する。

(5) 実施方針及び技術提案の提出資料は、次の通りとする。

実施方針	
業務実施体制提案書	様式-7
業務実施手順提案書	様式-8
照査における具体の手法・工夫等提案書	様式-9
業務の円滑な実施に関する提案書	様式-10
技術提案	
技術提案書(テーマ毎)	様式-11

- ア 受付期間は、12に定める期間とする。
- イ 受付場所は、12に定める場所とする。
- ウ 実施方針及び技術提案に関するヒアリングの有無 有
- 総合評価方式に関する事項
 - (1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価方式により行うものとする。

入札参加者は、入札参加資格確認申請書、技術提案書等と価格をもって入札 をし、次の要件に該当する者のうち、(2)の総合評価の評価方法によって得られ た数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

• 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計 図書に基づき算出するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格 によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれ があると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の 秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が 最も高い者を落札者とすることがある。

上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを 引かせて落札者を決める。

- (2) 総合評価の評価方法
 - ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値=価格評価点+技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点= (価格評価点の満点) × (1-入札価格/予定価格) 価格評価点の満点は30点とする。

※価格評価点は、小数第五位で切り捨て、小数第四位止めとする。

ウ 技術評価点の算出方法

申請書等の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- (ア) 企業の実績と能力
- (イ) 管理技術者の経験と能力
- (ウ) 実施方針
- (工) 技術提案
- (オ) 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点= (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計/技術評価 の配点合計)

技術評価の得点合計= ((ア)(イ)に係る評価点) + (技術提案評価点) × ((オ)の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点=(炒に係る評価点)+(四に係る評価点)

※技術評価点は、小数第五位で切り捨て、小数第四位止めとする。

9 入札期間等

- (1) 入札及び開札の日時は、12で定める日時とする。
- (2) 開札の場所は、12で定める場所とする。
- (3) 入札保証金は、免除する。
- (4) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

10 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載を した者のした入札及び入札説明書において示した無効の入札の条項に該当する入 札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取 り消す。

11 その他

- (1) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある 者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはなら ない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・ 人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注 工事に参加してはならない。
 - (注1)発注工事に参加とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下 請け(測量、地質調査業務も含む。)としての参加をいう。
 - (注2) 資本面・人事面で関係があるとは、次のア又はイに該当するものをい う。
 - ア 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の 100分の50を超え る株式を保有し、又はその出資の総額の 100分の50を超える出資をし ている場合。
 - イ 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有す る役員を兼ねている場合。
- (2) 本業務にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定 及び契約締結は、令和5年8月1日以降を予定している。
- (3) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行 確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に、開札後、 履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める場合がある。
- 12 入札手続き及び日程

入札手続き及び日程については、次のとおりとする。

入札手続き	期間(注1)	方法
入札公告・入札説明書・設計書 ・申請書・評価テーマ等様式の 配付	令和5年4月24日から 令和5年7月13日まで	

入札参加資格確認申請書の受付	令和5年4月25日から 令和5年5月23日まで	担当部署に持参
入札公告・入札説明書に関する 質問の受付	令和5年4月24日から 令和5年5月12日まで	担当部署に電子メ ールで受付
入札公告・入札説明書に関する 質問の回答	質問を受理した日から 7日以内(注2)(注 3)	電子メールで回答
入札公告・入札説明書に関する 質問と回答の閲覧	質問に回答した日から 令和5年7月25日まで	担当部署及びホームページで閲覧
設計図書等に関する質問の受付	令和5年4月24日から 令和5年7月5日まで	担当部署に電子メールで受付
設計図書等に関する質問の回答	質問を受理した日から 5日以内(注2) (注 4)	電子メールで回答
設計図書等に関する質問回答の 閲覧	質問に回答した日から 令和5年7月25日まで	担当部署及びホームページで閲覧
入札参加資格の確認通知書の発 行	令和5年5月31日まで	担当部署から郵送
入札参加資格が無いとされた者 の理由の説明の要求	確認通知書を受け取っ た日から5日以内(注 2)	担当部署に持参
理由の説明の要求に対する回答	要求を受理した日から 5日以内	文書により回答
評価テーマに関する質問の受付	令和5年5月31日から 令和5年7月5日まで	担当部署に電子メールで受付
評価テーマに関する質問の回答	質問を受理した日から 5日以内(注2) (注 4)	電子メールで回答
評価テーマに関する質問と回答の閲覧	質問に回答した日から 令和5年7月25日まで	担当部署及びホームページで閲覧
業務の基本方針・技術提案書の 提出	令和5年7月13日	担当部署に持参
技術提案書に関するヒアリング	令和5年7月14日から 令和5年7月20日まで	担当部署で実施
入札及び開札(注5)	令和5年7月26日 午後1時10分から	入札書を担当部署 に持参、開札を担 当部署で実施

(注)

1 持参又は郵送により提出する書類は、富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで(持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。)に担当部署に必着すること。

- 2 休日を除く。
- 3 ただし、令和5年5月11日から令和5年5月12日までに受理した質問につ いては令和5年5月19日までに回答する。
- 4 ただし、令和5年7月4日から令和5年7月5日までに受理した質問につ いては令和5年7月10日までに回答する。
- 5 総合評価方式のため、開札の日時と落札者を決定する日時とは異なること がある。

13 担当部署

入札手続きに係る提出及び受付場所は、担当部署である富山県企業局経営管理 課管財係(〒930-0094 富山市安住町2番14号(北日本スクエア北館10階)雷話 076-444-2139 FAX 076-444-2154

電子メールアドレス akigyokeikan@pref.toyama.lg.jp) とする。 その他不明な点についても、この担当部署に問い合わせること。

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政 令第 372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び富山県の物品等又は特定役務 の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第13条の規定により 次のとおり公示する。

令和5年4月24日

富山県知事 新 田 八 朗

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 1 富山県コミュニケーション基盤構築及び運用保守業務 一式
- 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地 富山県知事政策局デジタル化推進室情報システム課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月31日

- 随意契約の相手方の氏名及び住所 北電情報システムサービス株式会社 富山市桜橋通り3番1号
- 随意契約に係る契約金額 239,690,000円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の2第1項第2号に掲げる 場合に該当するため